

応援隊発 “そうぎょう”

放課後の子供たちの安全で安心な居場所をつくりたいと、自宅増築スペースで学童保育事業「寺子屋うきはし」の運営に乗り出した伊世克代表を取材。笑顔で子供に向き合う伊世代表の姿から信頼の輪が保護者間に広がって、児童生徒が集う現場を紹介。



11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇っている事業主は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず、必ず加入手続をすることが法律で定められています。

労働保険	
労災保険	雇用保険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

三重労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の未手続事業場の一掃”を重点項目に掲げ、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

◎費用徴収制度

事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主は徴収されることになります。

◎お問合わせ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。